

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【告 示】 ○ 岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領の一部改正 ○ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の一部改正 （以上県例規集登載） ○ 救急診療所の申出の撤回 ○ 指定居宅介護支援事業者の指定 ○ 保安林の指定予定 ○ 保安林の指定の解除 ○ " ○ 道路の区域変更 ○ 決算の要領 ○ 国土調査の成果の認証 【公 告】	人事課 県民生活交通課 監理課 " 医療推進課 長寿社会課 治山課 " " 道路整備課 会計課 中山間・地域振興			
○ 農用地利用配分計画の認可 【企業局】 ○ 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県企業局職員就業規則の一部改正 （以上県例規集登載） ○ 一般競争入札の実施 【議会 会】 ○ 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程の一部改正 （県例規集登載） 【教育委員会】 ○ 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 【公安委員会】 ○ 岡山県行政手続等における情報通信の技	総務企画課 " " 総務課 教育委員会 選挙管理委員会 " " 情報管理課	課 農村振興課		
		担当課（室）		

目次	術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載) 【海区漁業調整委員会】 ○ 第五百八回岡山海区漁業調整委員会の開催
担当課(室)	警務課 海区漁業調整委員会
目次	
担当課(室)	

岡山県規則第七十三号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「前項の」を削り、「つえ」を「上」に改め、同条第六項中「つえ」を「上」に改める。

第十三条第一項中「条例第二条に規定する」を削り、同条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第四項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条第五項中「き損した」を「毀損した」に改める。

様式第四号中「岡山県職員退職手当に関する条例」を「岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則」の次に「（昭和29年岡山県規則第24号）」を加える。

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則
〔第9条第5項 第14条 第15条〕
の規定により上記のとおり

様式第九号中

を

〔基本手当に相当する退職手当
高年齢求職者給付金に相当する退職手当
特例一時金に相当する退職手当〕
の支給を申請します。

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年岡山県規則第24号）

〔第9条第5項 第14条 第15条〕
に定める。

の規定により上記のとおり
〔基本手当に相当する退職手当
高年齢求職者給付金に相当する退職手当
特例一時金に相当する退職手当〕
の支給を申請します。

様式第十一号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に定める。

様式第十八号及び様式第十九号中「第16条」を「（昭和29年岡山県規則第24号）第16条第1項」に定める。

第二条 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第二十号から様式第二十七号まで、様式第二十九号及び様式第三十号中「不服申立て」を「職権請求」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に改め、「又は決定」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第七十四号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例施行規則（平成十七年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、貸事務所の開館時間は、次のとおりとする。

区 分	開 館 時 間
月曜日	午前九時から午後五時まで
火曜日から金曜日まで	午前九時から午後九時まで
土曜日及び日曜日	午前九時から午後六時まで

第三条第一項中「次のとおり」を「次に掲げる日（貸事務所にあっては、第二号及び第三号に掲げる日）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県告示第六百二十八号

岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領（昭和五十六年岡山県告示第六百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第二条第四号中「測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書」を「測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書」に改め、同条第五号中「これらと社会的に非難されるべき関係を有する」を「岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている」に改める。

第三条第二項中「前項の規定により」を削る。

第四条第二項中「測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書」を「測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書」に、「二月三日」を「二月一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請期間の初日又は末日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二条）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、同項に規定する県の休日の翌日を当該申請期間の初日又は末日とする。

第八条中「第三条の規定により」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領の規定は、平成二十八年六月一日から平成三十年五月三十一日までを有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

岡山県告示第六百二十九号

岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領(平成九年岡山県告示第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条第一号中「に規定する」を「各号(同令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。)に掲げる」に改め、同条第三号中「これらと社会的に非難されるべき関係を有する」を「岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている」に改める。

第三条第一項中「第六百六十七条の四第二項各号」の下に「(同令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「前項の規定により」を削る。

第四条第二項中「第六号」を「第六条」に改め、同項第二号中「経営事項審査」の下に「(以下「経営事項審査」という。)」を加え、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条及び雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条の規定による届出の義務(次条第三項第十二号において「健康保険等届出義務」という。)を履行していること。

六 岡山県税、市町村税(岡山県内の市町村長が課したものに限り。)(又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

第五条第一項中「二月三日」を「二月一日」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、提出すべき期間の初日又は末日が岡山県の休日定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、同項に規定する県の休日の翌日を当該提出すべき期間の初日又は末日とする。

第五条第三項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 健康保険等届出義務を履行していることを証する書類

第十二条中「第三条の規定により」を削る。

別表中「鋼構造」を「鋼構造物」に、「機械・水道工事」を「機械器具設置・水道施

設・解体工事」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示中別表の改正規定及び次項の規定は平成二十八年六月一日から、その他の規定は公布の日から施行し、同表の規定は平成二十八年六月一日から平成三十年五月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

(経過措置)

2 別表の改正規定の施行の日から平成三十年五月三十一日までの期間においてとび土工事の入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間においては、解体工事の入札参加資格を有するものとみなす。

岡山県告示第六百三十号

次の診療所については、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 診療所の名称及び所在地

名 称 岡山東部脳神経外科東備クリニック

所在地 岡山市東区瀬戸町光明谷二〇三、一

二 撤回の時期

平成二十七年十二月二十七日

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

岡山県告示第六百三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

支援ステーションにいやま

2 所在地

岡山県笠岡市山口三二五三・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社笹井ケアセンター

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五八三

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇九六三

五 サービスの種類

居宅介護支援

岡山県告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町羽出西谷字家の上六五九、字横尾六六〇、六六一の一、字片原山六六五、六六六

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

岡山県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島稗田町字大谷二九二二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岡山県告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島下の町七丁目六六九の三から六六九の六まで、六六九の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岡山県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 長屋賀陽線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市唐松字後田津六〇九番一地先から 新見市唐松字中畝六七八番一地先を経て 新見市土橋字社段前平一六九七番一地先 まで	新	一〇・〇 七・〇	一八七七・〇
新見市唐松字後田津六〇九番一地先から 新見市唐松字中畝六七八番一地先を経て 新見市土橋字社段前平一六九七番一地先 まで	旧	三・〇 二二・五	二四一七・七

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

岡山県告示第六百三十六号

平成二十七年十二月二十二日に岡山県議会定例会で議決を経た決算の要領は、次のとおりである。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 一般会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 県 税		212,018,016,198
	1 県 民 税	77,842,860,496
	2 事 業 税	36,204,119,307
	3 地 方 消 費 税	45,751,894,671
	4 不 動 産 取 得 税	4,156,266,276
	5 県 た ば こ 税	2,210,955,343
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	787,502,126
	7 自 動 車 取 得 税	1,180,586,500
	8 軽 油 引 取 税	17,741,192,986
	9 自 動 車 税	25,668,770,533
	10 鉱 区 税	11,252,800
	11 狩 猟 税	39,217,100
	12 産 業 廃 棄 物 処 理 税	423,398,060
	13 旧 法 に よ る 税	0
2 地 方 消 費 税 金		42,551,188,440
清 算 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金	42,551,188,440
3 地 方 譲 与 税		37,237,617,118
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	34,307,955,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,721,962,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	148,527,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	118
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	59,173,000
4 地 方 特 例 交 付 金		717,867,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	717,867,000
5 地 方 交 付 税		168,913,520,000
	1 地 方 交 付 税	168,913,520,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		535,013,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	535,013,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		5,255,915,113
	1 負 担 金	5,255,915,113
8 使 用 料 及 び 手 数 料		7,550,091,792
	1 使 用 料	4,552,791,264
	2 手 数 料	2,997,300,528
9 国 庫 支 出 金		71,786,419,280
	1 国 庫 負 担 金	38,849,540,701
	2 国 庫 補 助 金	31,843,300,829
	3 委 託 金	1,093,577,750
10 財 産 収 入		2,170,342,379
	1 財 産 運 用 収 入	911,025,184
	2 財 産 売 払 収 入	1,259,317,195
11 寄 附 金		67,745,695
	1 寄 附 金	67,745,695
12 繰 入 金		16,982,116,338

	1 特別会計繰入金	1,031,654,748
	2 基金繰入金	15,950,461,590
13 諸収入		12,601,556,305
	1 延滞金、加算金及び過料等	392,238,619
	2 県預金利子	146,362,761
	3 貸付金元利収入	1,614,744,266
	4 受託事業収入	1,557,285,630
	5 収益事業収入	3,482,072,935
	6 利子割精算金収入	41,364,634
	7 雑収入	5,367,487,460
14 県債		88,458,700,000
	1 県債	88,458,700,000
15 繰越金		10,876,197,602
	1 繰越金	10,876,197,602
歳入合計		677,722,306,260
歳出		
款	項	決算額
1 議会費	1 議会費	1,468,255,663
2 総務費		44,207,557,543
	1 総務管理費	21,093,877,527
	2 企画費	3,836,631,967
	3 地方振興費	2,902,229,348
	4 徴税費	6,879,460,486
	5 市町村振興費	1,183,583,664
	6 選挙費	995,254,513
	7 統計調査費	500,215,988
	8 県民生活費	1,406,913,868
	9 防災費	1,176,211,671
	10 環境費	3,940,538,802
	11 人事委員会費	110,763,442
	12 監査委員費	181,876,267
3 民生費		98,583,677,754
	1 社会福祉費	82,375,692,243
	2 児童福祉費	14,895,927,906
	3 生活保護費	1,304,216,777
	4 災害救助費	7,840,828
4 衛生費		14,691,108,753
	1 公衆衛生費	6,327,666,891
	2 環境衛生費	1,386,809,151
	3 保健所費	1,962,461,240
	4 医薬費	5,014,171,471
5 労働費		2,579,944,183
	1 労働政費	1,565,930,100
	2 職業訓練費	912,609,374

	3 労働委員会費	101,404,709
6 農林水産業費		38,740,109,652
	1 農業費	9,703,940,737
	2 畜産費	3,268,993,776
	3 農地費	13,898,029,628
	4 林地費	10,406,813,145
	5 水産業費	1,462,332,366
7 商工費		9,045,087,654
	1 商業費	699,129,854
	2 工鉦業費	7,797,174,115
	3 観光費	548,783,685
8 土木費		62,419,059,942
	1 土木管理費	8,263,671,938
	2 道路橋りょう費	30,511,956,940
	3 河川海岸費	12,035,398,700
	4 港湾費	7,517,288,867
	5 都市計画費	2,841,427,522
	6 住宅費	1,249,315,975
9 警察費		44,680,399,539
	1 警察管理費	43,773,881,817
	2 警察活動費	906,517,722
10 教育費		176,897,691,073
	1 教育総務費	29,046,868,104
	2 小学校費	58,279,349,964
	3 中学校費	33,274,193,190
	4 高等学校費	37,713,558,563
	5 特別支援学校費	13,296,725,991
	6 大学教育費	2,151,654,247
	7 社会教育費	2,358,995,538
	8 保健体育費	776,345,476
11 災害復旧費		2,455,964,798
	1 農林水産施設災害復旧費	711,294,342
	2 土木施設災害復旧費	1,744,670,456
12 公債費		100,567,186,568
	1 公債費	100,567,186,568
13 諸支出金		75,183,248,557
	1 地方消費税清算金	42,662,765,440
	2 利子割交付金	602,873,000
	3 配当割交付金	2,526,983,000
	4 株式等譲渡所得割交付金	1,340,973,000
	5 地方消費税交付金	21,582,855,000
	6 ゴルフ場利用税交付金	546,349,992
	7 自動車取得税交付金	826,844,316
	8 軽油引取税交付金	4,982,347,000
	9 利子割精算金	1,462,809
	10 産業廃棄物処理税交付金	109,795,000
14 予備費		0
	1 予備費	0
歳出合計		671,519,291,679

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

歳入歳出差引残額

6,203,014,581 円

うち基金繰入額

－ 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,766,984 3,766,984
2 繰 越 金	1 繰 越 金	85,607,260 85,607,260
3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 入 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	67,841,217 89,662 63,448,169 4,303,386
歳 入 合 計		157,215,461
歳 出		
款	項	決 算 額
1 民 生 費	1 児 童 福 祉 費	67,271,184 67,271,184
歳 出 合 計		67,271,184
歳入歳出差引残額		89,944,277 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	69,073,777 69,073,777
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	0 0
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,167,432,786 1,167,432,786
4 繰 越 金	1 繰 越 金	167,774 167,774
5 諸 収 入	1 雑 入	28,528,509 28,528,509
6 県 債	1 県 債	49,400,000 49,400,000
歳 入 合 計		1,314,602,846
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 畜 産 業 費 2 公 債 費	1,314,126,050 644,668,264 669,457,786
歳 出 合 計		1,314,126,050
歳入歳出差引残額		476,796 円
うち基金繰入額		－ 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県造林事業等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入		35,078,868
	1 財 産 売 払 収 入	35,078,868
2 繰 入 金		1,294,545,568
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,294,545,568
3 繰 越 金		29,463,927
	1 繰 越 金	29,463,927
4 諸 収 入		58,911,065,076
	1 貸 付 金 元 利 収 入	58,904,000,000
	2 雑 収 入	7,065,076
歳 入 合 計		60,270,153,439
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費		60,255,042,662
	1 林 業 費	60,178,204,473
	2 公 債 費	76,838,189
歳 出 合 計		60,255,042,662
歳入歳出差引残額		15,110,777 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県林業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	0 0
2 繰 越 金	1 繰 越 金	205,528,704 205,528,704
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 入 3 県 預 金 利 子	512,495,816 512,080,705 23,292 391,819
4 県 債	1 県 債	243,500,000 243,500,000
歳 入 合 計		961,524,520
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	730,903,697 730,903,697
歳 出 合 計		730,903,697
歳入歳出差引残額		230,620,823 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,056,553 1,056,553
2 繰 越 金	1 繰 越 金	190,509,903 190,509,903
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 入 3 県 預 金 利 子	56,212,813 55,980,000 0 232,813
歳 入 合 計		247,779,269
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 水 産 業 費	67,766,553 67,766,553
歳 出 合 計		67,766,553
歳入歳出差引残額		180,012,716 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 越 金	1 繰 越 金	3,899,406,087
2 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	1,384,322,563 5,175,722 1,317,952,244 61,194,597
歳 入 合 計		5,283,728,650
歳 出		
款	項	決 算 額
1 商 工 費	1 商 工 費	2,742,413,893
歳 出 合 計		2,742,413,893
歳入歳出差引残額		2,541,314,757 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算書
(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入		534,557,398
	1 財 産 売 払 収 入	521,281,835
	2 財 産 運 用 収 入	13,275,563
2 繰 入 金		791,177,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	791,177,000
3 県 債		100,000,000
	1 県 債	100,000,000
4 繰 越 金		1,929,300
	1 繰 越 金	1,929,300
5 諸 収 入		302,226
	1 雑 入	302,226
歳 入 合 計		1,427,965,924
歳 出		
款	項	決 算 額
1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費		1,426,101,030
	1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費	168,675,399
	2 公 債 費	1,257,425,631
歳 出 合 計		1,426,101,030
歳入歳出差引残額		1,864,894 円
うち基金繰入額		－ 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県公共用地等取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入		80,186,878
	1 財 産 売 払 収 入	80,178,758
	2 財 産 運 用 収 入	8,120
2 繰 入 金		1,226,555,415
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,225,765,393
	2 土 地 開 発 基 金 繰 入 金	790,022
3 諸 収 入		2,300,000
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,300,000
4 県 債		44,200,000
	1 県 債	44,200,000
5 繰 越 金		571,717,874
	1 繰 越 金	571,717,874
歳 入 合 計		1,924,960,167
歳 出		
款	項	決 算 額
1 道路等用地取得費		918,947,196
	1 道 路 等 用 地 取 得 費	918,947,196
2 公共用地等取得費		101,226,295
	1 公 共 用 地 等 取 得 費	101,226,295
3 吉備高原都市建設用地取得費		184,506,012
	1 吉 備 高 原 都 市 建設 用地 取得 費	135,021,563
	2 公 債 費	49,484,449
歳 出 合 計		1,204,679,503
歳入歳出差引残額		720,280,664 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県後楽園特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料		242,241,409
	1 使 用 料	242,241,409
2 財 産 収 入		63,525
	1 財 産 売 払 収 入	63,525
3 繰 入 金		7,790,781
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,790,781
4 繰 越 金		5,335,000
	1 繰 越 金	5,335,000
5 諸 収 入		4,423,459
	1 雑 入	4,423,459
歳 入 合 計		259,854,174
歳 出		
款	項	決 算 額
1 後 楽 園 費		254,519,174
	1 後 楽 園 費	254,519,174
歳 出 合 計		254,519,174
歳入歳出差引残額		5,335,000 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	315,152,290 315,152,290
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	635,096,548 392,882,479 242,214,069
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,478,473,212 1,478,473,212
4 諸 収 入	1 雑 入	129,748,522 129,748,522
5 県 債	1 県 債	1,578,000,000 1,578,000,000
6 繰 越 金	1 繰 越 金	22,964,597 22,964,597
歳 入 合 計		4,159,435,169
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土 木 費	1 港 湾 費 2 臨 海 土 地 造 成 費 3 公 債 費	4,106,003,833 149,897,789 578,645,830 3,377,460,214
歳 出 合 計		4,106,003,833
歳入歳出差引残額		53,431,336 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	2,686,914,860
2 国庫支出金	1 国 庫 補 助 金	686,846,500
3 繰入金	1 一 般 会 計 繰 入 金	973,049,000
4 繰越金	1 繰 越 金	5,029,690,229
5 諸収入	1 雑 入	56,007,400
6 県債	1 県 債	191,800,000
7 財産収入	1 財 産 売 払 収 入	1,668,944
歳 入 合 計		9,625,976,933
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土木費	1 流 域 下 水 道 費	4,643,795,317
	2 公 債 費	3,778,331,098
		865,464,219
歳 出 合 計		4,643,795,317
歳入歳出差引残額		4,982,181,616 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県収入証紙等特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	3,140,732,325
2 証紙代金収納 計 器 収 入	1 証紙代金収納計器収入	2,058,022,800
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	122,658,003
4 繰 越 金	1 繰 越 金	156,840,453
歳 入 合 計		5,478,253,581
歳 出		
款	項	決 算 額
1 証 紙 費	1 証 紙 管 理 費	3,159,968,058
2 証紙代金収納 計 器 費	1 証紙代金収納計器管理費	2,078,690,430
歳 出 合 計		5,238,658,488
歳入歳出差引残額		239,595,093 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県用品調達特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 用 品 収 入	1 用 品 収 入	162,235,948
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	4,526,064
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,235,352
4 繰 越 金	1 繰 越 金	13,411,645
歳 入 合 計		184,409,009
歳 出		
款	項	決 算 額
1 用 品 調 達 費	1 調 達 費	167,855,520
歳 出 合 計		167,855,520
歳入歳出差引残額		16,553,489 円
うち基金繰入額		— 円

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

平成26年度 岡山県公債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金		107,290,661,712
	1 一 般 会 計 繰 入 金	100,406,547,330
	2 特 別 会 計 繰 入 金	6,884,114,382
2 県 債		117,055,200,000
	1 県 債	117,055,200,000
歳 入 合 計		224,345,861,712
歳 出		
款	項	決 算 額
1 公 債 費		224,345,861,712
	1 公 債 費	224,345,861,712
歳 出 合 計		224,345,861,712
歳入歳出差引残額		0 円
うち基金繰入額		－ 円

〔五一三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

調査を行つた者の名称	倉敷市
調査を行つた期間	平成二十五年七月 ） 平成二十七年三月
成果の名称	倉敷市 地籍図及び 地籍簿
調査を行つた地域	南畝一丁目 ・水島福崎 町
認証年月日	平成二十七年十二月十七日

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

〔五一四〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地
農事組合法人 おぐらアグリ きずな会	岡山市北区建部町小倉三 五八・一			岡山市北区建部町小倉一〇〇一他九十五 筆
岡崎 通泰	岡山市東区瀬戸町笹岡一 二七二・一		岡山市東区瀬戸町笹岡一 一他六筆	
長田 孝之	岡山市東区瀬戸町笹岡一 二七一・三		岡山市東区瀬戸町観音寺字中溝八七七・ 一他四十四筆	
大森 茂伸	岡山市東区瀬戸町笹岡六 六二		岡山市東区瀬戸町笹岡字宮ノ鼻七八九・ 一他九筆	
藤原 秀樹	岡山市東区瀬戸町笹岡一 二二二		岡山市東区瀬戸町笹岡字仁王面一〇五八 ・一他一筆	
吉田 泰之	岡山市東区瀬戸町笹岡七 〇一		岡山市東区瀬戸町笹岡字前田一一九九・ 一他三筆	
吉原 貞二	岡山市東区瀬戸町笹岡六 九七・一		岡山市東区瀬戸町笹岡字横関八四七・一 他一筆	
秋山 昭憲	岡山市東区瀬戸町笹岡七 一九		岡山市東区瀬戸町笹岡字三ノ坪九六八・ 一他一筆	
川崎 博文	岡山市東区西大寺新一五 三		岡山市東区乙子三八〇他五筆	

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

羽原 佳雄	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋五七六	岡山市東区瀬戸町万富字ぶけの木二二九、一他一筆
松井 健郎	岡山市南区福成一、一、一一	岡山市東区君津九六九、一一他一筆
有限会社備南 農産	岡山市南区西七区二三九	岡山市南区西七区一五一、一他四筆
星島 重樹	岡山市南区北七区六二九	岡山市南区北七区三五一他七筆
宮原 正治	岡山市南区北七区七六七	岡山市南区北七区七七
光岡 安男	岡山市中区祇園三一二	岡山市中区祇園字家浦七八六、一他三筆
有限会社備南 農産	岡山市南区西七区二三九	玉野市東高崎字船津二六、四六
大脇 道正	瀬戸内市邑久町下山田一四一九	瀬戸内市邑久町尾張字十八 一二二二他十一筆
津島 義憲	赤磐市上市一六三	赤磐市高屋字天神木二一八、一他十五筆
株式会社石井 農園	加賀郡吉備中央町湯山二九六四、二	加賀郡吉備中央町湯山字堂ノ奥二六五一他十四筆
有限会社吉備 高原ファーム	加賀郡吉備中央町田土六四二	加賀郡吉備中央町田土字岩田二〇一三、二他二十六筆
ヒナの上合同 会社	加賀郡吉備中央町竹荘四一五一	加賀郡吉備中央町竹荘字中尾八二九、一他八筆
大槻志登司	加賀郡吉備中央町吉川四三七六、四	加賀郡吉備中央町竹荘字前一一九九他六筆
森尾 昭二	加賀郡吉備中央町竹荘二〇八〇、二	加賀郡吉備中央町竹荘字中尾一三二三他四筆
農事組合法人 黒土ファーム	加賀郡吉備中央町黒土九九〇、一	加賀郡吉備中央町黒土字光岩一八二七、二他二筆

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

山本 泰啓	加賀郡吉備中央町吉川五 一一七	加賀郡吉備中央町田土字兼トシ三〇〇四 、一他十五筆
田村 昌亮	加賀郡吉備中央町豊野五 五二五	加賀郡吉備中央町豊野字小黑四一一六、 一他八筆
石井 肇	加賀郡吉備中央町竹荘九 八	加賀郡吉備中央町上竹字谷川二一、一他 一筆
仁熊 良明	加賀郡吉備中央町竹荘八 八五	加賀郡吉備中央町竹荘字和泉六六他六筆
イージー株式 会社	加賀郡吉備中央町上竹二 〇七五・三	加賀郡吉備中央町細田字コレキヨ一〇六 八・一他二筆
農事組合法人 案田集落営農 組合	加賀郡吉備中央町案田四 九六	加賀郡吉備中央町案田字前一一一他百五 筆
農事組合法人 ファーム県主	井原市門田町一八九六、 二	井原市西方町字桑本七八一、一他八十筆
農事組合法人 アグリ津々	高梁市中井町津々一八六 三	高梁市中井町津々字本村前五〇二他七十 九筆
農事組合法人 ならい	高梁市松山七四〇八	高梁市松山字檜井西七四三一他百十筆
株式会社米見	新見市哲西町大野部四九 四五	新見市哲西町畑木字青谷一三〇九他七筆
柴原 辰三	新見市神郷高瀬一八三〇	新見市神郷高瀬字長久一三八九、一他四 筆
坂田 一幸	新見市神郷釜村六七五	新見市神郷釜村字アマタトウ一一九〇、 六他六筆
田邊 健治	新見市千屋花見一〇一二	新見市千屋花見字グルミガセン一二九六 、三他二筆

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

織田 亮	高橋 祐介	近藤 周二	西谷 一夫	尾崎 毅	大下 孝和	石原 公基	織田 圭右	庄司 俊明	高野 広	山岡 伸行	農事組合法人 ひら田営農	株式会社城北 農産あいがも ファーム	西村 佳明	須田 実	豊田 浩史
真庭市鹿田二〇八	真庭市神庭四七四	真庭市野川三八・二	真庭市上水田四九三九	真庭市上市瀬四七四	真庭市久世三〇六一	真庭市関二一〇五	真庭市鹿田二〇八	真庭市久世三〇七六	真庭市下中津井一七五〇	真庭市蒜山別所六七四・一	真庭市上水田二九一二	真庭市山久世三一九	新見市哲多町花木二一七八	新見市神郷湯野七七七	新見市大佐田治部三〇一二・一
真庭市鹿田字岩崎一〇一・二他三筆	真庭市正吉字荒井三一他一筆	真庭市法界寺字中村四〇三・一他二筆	真庭市上水田字荒神ノ元五〇〇九・一他五筆	真庭市上市瀬字宮ノ下四八六・一他三筆	真庭市大庭字会所田五二一・一他二筆	真庭市関字関上一八九二他三筆	真庭市鹿田字卯滝二四六一他四筆	真庭市久世字道通三〇四六他一筆	真庭市下皆部字木ノ実一五・一他三筆	真庭市蒜山別所字前田四五九	真庭市上水田字藤ノ森二七四七・一他一筆	真庭市正吉字下ノ通り二五五	新見市哲多町蚊家字中野三四八六・一他四筆	新見市神郷湯野字総右衛門家ノワキ一九〇他三筆	新見市大佐田治部字平成田二八八一・一他一筆

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

菅原 繁	清水 宗吉	株式会社ライ スクロップ長 尾	東 竜矢	農事組合法人 長藤農場	農事組合法人 香北営農組合	農事組合法人 原営農組合	池田 佳之	山崎 博嗣	石田 大介	株式会社フル ベジファクト リー	柴田 博行	森田 実
久米郡久米南町北庄三七 二一	久米郡久米南町上弓削九 六四	勝田郡奈義町柿三九九	勝田郡勝央町植月東二九 〇二	苦田郡鏡野町長藤一七二	苦田郡鏡野町大町一二〇 四・二	苦田郡鏡野町原五三〇・ 一	苦田郡鏡野町宗枝二〇六 ・三	苦田郡鏡野町富東谷八五 三	苦田郡鏡野町古川一三七 八・四	苦田郡鏡野町井坂五二三 ・一	真庭市惣四六四	真庭市蒜山別所三五九
久米郡久米南町北庄字栗尾三五一八他七 筆	久米郡久米南町上弓削字前六四六・一他 三筆	勝田郡勝央町石生字折坂一三九六他二筆	勝田郡勝央町植月中字河内七〇二他一筆	苦田郡鏡野町下斎原字長通り七五・一他 五十一筆	苦田郡鏡野町大町字安井道東九〇・二他 四十八筆	苦田郡鏡野町河本字楓の木五四八・一他 百四筆	苦田郡鏡野町宗枝字下の峪三四三・二他 十一筆	苦田郡鏡野町富仲間字中の原七一四・一 他八筆	苦田郡鏡野町古川字丁田一二八・一他三 筆	苦田郡鏡野町女原字上田八六・一他四筆	真庭市惣字奥ケ市八二三・一他三筆	真庭市蒜山別所字仲角七八九他一筆

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 4 8 号

二 認可年月日

平成二十七年十二月十八日

三 申請年月日

平成二十七年十一月十九日

菅原 正夫	久米郡久米南町北庄三六八三	久米郡久米南町北庄字菊丸四二〇三、三
-------	---------------	--------------------

岡山県企業管理規程第十一号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼郎

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程（平成十六年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項第三号イ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第四条第一項中「の各号」を削り、同条第三項中「掲げる事項の」を「定める事項の」に改め、同項第一号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

岡山県企業管理規程第十二号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼郎

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「五日（）」を「六日（）」に、「五日に」を「六日に」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年十一月二十五日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県企業局施設で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における使用 予定電力量
西之浦浄水場	倉敷市連島町西之浦5912 - 3	14,094,000kWh
亀島配水場	倉敷市水島南亀島町1 - 37	19,416,000kWh
鶴新田浄水場	倉敷市連島町鶴新田1200	15,534,000kWh
西阿知取水場	倉敷市西阿知町西原	228,000kWh
塩生加圧ポンプ場	倉敷市児島塩生2767 - 79	624,000kWh
船穂揚水機場	倉敷市船穂町船穂746 - 2	6,570,000kWh
笠岡浄水場	笠岡市金浦454	4,605,000kWh
発電総合管理事務所	岡山市北区芳賀5314	267,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の8施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの「3年間の参考総価金額」の8施設分の合計金額をもって、入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、平成26年4月から平成27年3月までの使用実績等に基づくものであり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間に、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(6) 二酸化炭素排出原単位（国内クレジット反映後：調整後排出係数適用）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外の措置を受けていないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に

基づき平成28年1月26日（火）正午までに申請手続を行うこと。

申請書の手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 （086）226 - 7538

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県企業局 総務企画課 経理班

電話 （086）226-7543

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年12月25日（金）から平成28年1月26日（火）まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、岡山県企業局のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/site/14/>）からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成28年2月10日（水）午後2時（郵送等による入札書の受領期限は、同月9日（火）午後5時）

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県企業局会議室（岡山県庁南庁舎5階）

5 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)の期限までに提出する以外に、一

般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を平成28年1月26日（火）午後5時まで、4（1）の場所に提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity for Public Enterprises Bureau
61,338,000kWh

(2) Delivery period:
From 1 April, 2016 through 31 March, 2019

(3) Delivery place:
Nishinoura Water Purification Plant

5912 - 3 Nishinoura , Tsurajima - cho , Kurashiki - shi
Kamejima Water Distribution Station

1 - 37 Mizushimaminamikamejima - cho , Kurashiki - shi

Tsurushinden Water Purification Plant

1200 Tsurushinden , Tsurajima - cho , Kurashiki - shi

Nishiachi Water Intake Station

Nishibara , Nishiachi - cho , Kurashiki - shi

Shionasu Pressure Pump Station

2767 - 79 Kojimashionasu , Kurashiki - shi

Funao Irrigation Pumping Station

746 - 2 Funao , Funao - cho , Kurashiki - shi

Kasaoka Water Purification Plant

454 Kanaura , Kasaoka - shi

Power Plant General Management Office

5314 Haga, Kita - ku, Okayama - shi

(4) Time limit for tender :

2:00P.M. 10 February, 2016(by mail 5:00P.M. 9 February, 2016)

(5) Contact point for the notice :

General Affairs and Planning Division, Public Enterprises Bureau,
Okayama Prefectural Government,

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita - ku, Okayama - shi , Okayama - ken, 700 - 8570,

Japan

TEL 086 - 226 - 7543 (direct dialing)

岡山県議会告示第三号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程
(平成十八年岡山県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県議会議長 小 野 泰 弘

第二条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項第二号イ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第四条第一項中「の各号」を削り、同条第三項中「掲げる事項の」を「定める事項の」に改め、同項第一号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

岡山県教育委員会規則第十三号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県教育委員会

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同条第三項第一号中、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第四条第一項中、「の各号」を削り、同条第三項中「掲げる事項の」を「定める事項の」に改め、同項第一号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

岡山県選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 （第一号）	一以上の市町村等 の区域を単位とし て設けられる支部	届出年月日
自由民主党岡山県参議院選挙区第二支部	小野田 紀 美	矢 吹 彰 康	岡山市北区丸の内一・七・ 一二サクシード丸の内四F	参議院議員	。	平成二七・一一・九
自由民主党岡山県衆議院支部	平 沼 赳 夫	西 岡 純 子	津山市大田八一・一一	衆議院議員	○	” ”

岡山県選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
太田えいじ後援会	太田 栄 司	会計責任者の氏名	板 茂 雄	柴 迫 茂	平成二七・一一・二〇
岡山県遺族政治連盟	須々木 壽 志	代表者の氏名	須々木 壽 志	岸 本 清 美	〃 六・三〇
中国電力労働組合政治連盟岡山統括本部	板 茂 雄	〃	板 茂 雄	柴 迫 茂	〃 一一・二〇
〃	〃	会計責任者の氏名	市 川 智 弘	柴 迫 茂	〃 〃

岡山県選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

佐藤友彦後援会

司政会議日ノ本乃旗

住み良い玉野を創る会

田中しんや後援会

代表者の氏名

溝手 憲一郎

川上 新二

中塚 弘六

福田 久

解散年月日

平成二七・一一・二七

〃 一一・一九

〃 一一・一一

〃 一〇・三一

岡山県公安委員会規則第十号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県公安委員会

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同条第三項第一号中、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第四条第三項中、「掲げる事項の」を「定める事項の」に改め、同項第一号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

岡山県公安委員会規則第十一号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

平成27年12月25日 岡山県公報 第11748号

岡山海区漁業調整委員会公示第三号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百八回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十七年十二月二十五日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 豊 田 安 彦

一 日時 平成二十八年一月二十二日（金）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二・〇五一

三 議題

第一号議案 岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について

第二号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について